

【別紙 2】

審査の結果の要旨

氏名 西平等

本論文「戦間期国際秩序思想史の再構成」は、ドイツ語圏を中心に 19 世紀から戦間期にかけての国際法論の展開を、法を勢力関係の表現とみなす動的国際法論を分析の軸に据えて検討することにより、同時期の国際法思想史について新たな見通しを提示するとともに、第 2 次世界大戦後に国際政治学者として活躍したハンス・モーゲンソーの、戦間期における、国際裁判の限界を主題とした初期の論考を丹念に分析し、モーゲンソーの国際政治学的思考が、そうした動的国際法論の系譜の中から形成されたことを明らかにしたものである。

本論文は、序論、第 1 章「国際政治学的思考の特質」、第 2 章「国際法懐疑論によって提起された問題」、第 3 章「事情変更原則という視座」、第 4 章「国際法の限界」、第 5 章「イギリスにおける動的国際秩序思考」、結論から構成される。

本論文の要旨は以下の通りである。

序では、戦間期を中心とする国際法思想史を見直すことを通じて、国際法論と国際政治学的思考の関係を再構成するという本論文の視座が提示される。今日の一般的な理解は、戦間期の国際法論においてはリーガリズムが支配的であり、戦争の違法化を中心とする平和構想が主流であったのに対し、モーゲンソーやカーが国家間の勢力関係という力の要素を重視する思考によって、国際法論を外在的に批判し、国際政治学の基礎を築いたとする。本論文はこれに対して、戦間期の国際法論では国家間の勢力関係の変動に対応して法を変更する仕組みの構築が目指され、現行法の適用の限界を強く意識する平和構想が展開されており、このような国際法論内部の問題関心を継承することによってモーゲンソーやカーが国際政治学的思考を作り上げたという見方を提示する。このような視角に基づいて、本論文は以下の三つの目的を持つ。第一に、法を勢力関係の表現とみなす思考を中心として国際法思想史を再構成することにより、今日の一般的な理解が見落としていたこの時期の国際法論の意味を理解する新たな国際法思想史叙述の道を切り開くこと。第二に、国際連盟の下での平和構想をめぐる議論という文脈の中で当時の学説を理解することにより、これまで焦点が当てられてこなかったこの時期の国際法論の国際法思想史上の意義を明らかにすること。そして第三に、力の要素を取り込んだ国際法秩序を構築しようとする戦間期国際法学の中からモーゲンソーやカーの国際政治学的思考が形成されたことを示すことである。

第 1 章は、国際法論と国際政治学的思考の関係を検討する前提として、18 世紀から 19

世紀にかけての古典的国際法論との対照において認められる国際政治学的思考の特質が、国益概念や勢力均衡原理ではなく、法を勢力関係の表現とみなし、勢力関係の変動によって、静態的な法秩序そのものを揺るがず動的な紛争が生じるとする思考であることを明らかにし、これを動的国際法論と名付ける。第 2 章では、そのような動的国際法論の萌芽が、従来は国際法否定論者と位置付けられてきた 19 世紀ドイツの観念論的法哲学者アドルフ・ラッソンの理論に見出されることを示す。ラッソンは、国際法が勢力関係を基盤として形成され、勢力関係の変動によって法と現実との乖離が生まれると考える。そして、その乖離は戦争により法が変更されることで埋められると主張する。戦争を法変更の手段とみなすこの考え方は、戦争を権利侵害に対する自力救済、すなわち法の回復手段と位置付けてきた古典的国際法論と大きく異なる。第 3 章では、国際法が、諸国家の利益状況や勢力関係に根拠を持つという思考を突き詰めることで国際法秩序の構造を理論的に分析したエリヒ・カウフマンの国際法論を検討する。19 世紀後半以降の自然法思想の退潮に伴い、諸国家の具体的な利益状況と勢力関係を基礎としてその時々国際法が成立してきたという思考が支配的となると、利益状況や勢力関係の変動に伴って法規範とその事実的基盤との乖離が生じることが理論的に問題となる。この問題は主に事情変更原則という主題の下で論じられたが、法実証主義者の関心が国際法を国家法と同じ実定法分野として確立することに置かれていたため、国際法に固有の構造を批判的に検討するという方向に議論が発展させられることはなかった。これに対してカウフマンは、動的国際法論に基づいて、勢力関係の変動によって根拠を失った法規の適用を排除すべきことを主張した。

本論文の中心となる第 4 章は、法を勢力関係の表現とみなす動的国際法論が、連盟期の平和構想を背景として紛争の裁判可能性の問題に取り入れられ、その議論の中から、モーゲンソーの国際政治学的思考が形成されていったことを明らかにする。現状維持を求める勢力と現状変更を求める勢力との対立を基軸とするモーゲンソーの国際政治学的思考は、国際法学者であったモーゲンソーが 1929 年に発表した博士論文「国際司法：その本質と限界」において提示され、その中心的な意義を与えられていた。モーゲンソーは同論文で、合理的な主張の対立である「紛争」と区別される非合理的な権力欲求の衝突である「緊張」として政治的紛争の概念を提示し、国際裁判による後者の解決の限界を論証した。勢力関係の変動を背景として、現状の維持を目指す勢力と、その変更を求める勢力の間に強度の対立、すなわち緊張が生じるという彼の政治的紛争概念は、ほぼそのまま彼の主著である『国際政治』(1948 年)における現状維持政策と帝国主義政策の対立という国際政治の基本的構図のとらえ方に引き継がれている。

国際法論として見た場合、モーゲンソーの紛争の性質論(国際裁判限界論)の特徴は、あらゆる紛争を裁判で解決しようとするラウターバクト流の法の完全性を認めているという点にある。モーゲンソーは、およそ理性的に構成された主張の対立であれば、体系的に解釈された現行法に準拠して解決できると考える。その意味ではあらゆる紛争は裁判によって解決可能である。ただし、表面的には理性的な主張の対立であるにもかかわらず、深

層においては非合理的な権力欲求の衝突（緊張）を実質としている場合があり、そのような政治的紛争を表層的な紛争についてのみ現行法に基づいて解決すれば、かえって国家間対立を激化させるため、裁判に付託すべきではないとする。モーゲンソーの以上の主張の背景には、フロイトの精神分析の深層心理概念からの類推と、20世紀初頭に確立された労働法制からの影響がある。集団間の強度の政治的対立を解決するため、裁判による解決に代えて、必要に応じて現行の権利義務関係を変更する労働協約や労働調整制度が作られた。モーゲンソーが博士論文を執筆していた時期に労働法学者フーゴ・ジンツハイマーに師事していたことは、決して偶然ではなかった。

第5章は、補論的に、以上叙述してきた動態的国際法論の系譜の上に国際政治学的思考を位置づけるという見方が、E.H.カーにも当てはまることを示す。戦間期の英国においても、ブライアリに代表される動態的国際法論に依拠して国際裁判の限界を唱え、平和的に法を変更する手続を作り出すことを主張する議論は強い影響力を持っていた。カーの国際裁判批判や平和的変更論は、当時の国際法論に対する外在的批判というよりは、国際法論に内在するこのような批判的議論を継承するものである。また、カーがしばしば強調する労働法からの類推もまた、当時の動態的国際法理論に広く共有された考え方であった。

以上をまとめると、戦間期の国際法論においては、国家間の勢力関係の変動に対応して法を変更する仕組みの構築が目指され、現行法の適用の限界を強く意識する平和構想が展開されていたのであって、このような国際法論の問題関心を継承することによりモーゲンソーやカーが国際政治学的思考を作り上げたといえることができる。

本論文の第1の功績は、法を勢力関係の表現とみなす動態的国際法論を分析の主軸に据え、特にドイツ語圏の19世紀から戦間期にかけての国際法論の展開を叙述することにより、この時期の国際法思想史について新たな見取り図を提示したことである。この時期の国際法論の展開を静態的な実証主義と動態的国際法論の対立という視角から叙述することで、従来は自然法論対法実証主義という図式で描かれてきたこの時期の国際法思想史理解では十分に説明できない当時の学説の意義とその思想史的背景を明らかにした。

本論文の第2の功績は、戦間期の国際連盟による平和構想をめぐる議論の文脈から、この時期の国際法論における中核的論点であった事情変更法理、国際紛争性質論（国際裁判限界論）、平和的変更の手続論とそれをめぐる諸学説の展開を精緻に分析し、これらの論点をめぐる当時の学説を戦争違法化の系譜としてとらえる従来の国際法学では等閑視されてきたこの時期の学説の同時代的意義とその思想史的背景を明らかにしたことである。

本論文の第3の功績は、国際裁判の限界を主題とするモーゲンソーの初期の論考を丹念に分析し、モーゲンソーが国際法学の外部にいたかのような国際法学の通俗的理解に対抗し、モーゲンソーの国際政治学的思考が、それ以前から国際法学でも主張されていた動態的国際法論の系譜に連なりながら、フロイトの精神分析理論や労働法学の影響を受けた、力の要素を取り込んだ国際法秩序を構築しようとする戦間期国際法論として形成されたこ

とを明らかにしたことである。このことは国際政治学と国際法学との対話の基盤を強化することに繋がりうる。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。第1に、本論文は19世紀から戦間期にかけての国際法思想史を、ドイツ語圏の学説を中心に詳細に叙述するものであり、とりわけドイツ語圏の国際法思想史の見直しとして重要な貢献をなすものであるが、それ以外の地域の国際法学説については随所で言及されているものの、ドイツ語圏の国際法思想史の展開とこれら非ドイツ語圏における国際法思想史の展開との関連が示されると戦間期国際法の全体像を一層明確に理解しえたように思われる。

第2に、本論文はモーゲンソーやカーの戦間期の著作を分析して動態的国际法論の系譜から国際政治学的思考の形成を見出すが、第二次世界大戦後のモーゲンソーやカーの理論の展開が分析されておらず、彼らの国際政治学的思考の形成発展過程が十分に明らかにされていない。

とはいえ、これらの問題点は、本論文がその対象を19世紀から戦間期にかけてのドイツ語圏の国際法論の展開に焦点を当てたことに起因するものといえ、本論文が主たる対象としたこの時期のドイツ語圏国際法論の思想的意義の解明という上述の功績を損なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。